

芸術文化観光専門職大学特任教授等称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学（以下「本学」という。）が授与する特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教（以下「特任教授等」という。）の称号について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 客員教員とは、兵庫県公立大学法人客員教員設置要綱第4条の規定により任命された者をいう。
- (2) 非常勤研究員とは、兵庫県公立大学法人非常勤研究員設置要綱第4条の規定により任命された者をいう。
- (3) 非常勤講師とは、兵庫県公立大学法人非常勤講師設置要綱第4条の規定により任命された者をいう。
- (4) 客員研究員とは、芸術文化観光専門職大学客員研究員規程（令和3年法人規程第63号）第5条の規定により承認された者をいう。

(対象者)

第3条 特任教授等の称号を授与することができる対象者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 特定プロジェクト等（寄附講座及び寄附研究分野を除く。）において雇用される客員教員又は非常勤研究員
- (2) 本学を定年退職した教員で、引き続き非常勤講師として雇用される者又は客員研究員として研究を行う者
- (3) その他学長が必要と認めた者

(資格)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特任教授等の称号を授与できるものとする。

- (1) 本学の教授に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者
- (2) 本学の准教授に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者
- (3) 本学の講師に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者
- (4) 本学の助教に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者

(申請)

第5条 兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号）第25条に規定するセンター、第26条に規定する学部及び第27条第1項に規定する教育研究施設の長が、第3条に規定する者に対して、特任教授等の称号を授与することを求めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、特任教授等称号授与申請書（別紙様式第1号）を経営企画部総務課に提出して行わなければならない。

（承認）

第6条 学長は、前条第1項の規定による申請が適當と認められるときは、これを承認するものとする。

2 学長は、前項の規定による承認をしたときは、前条第1項の規定による申請に係る対象者に対し、称号を授与する。

（補則）

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は令和6年11月20日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

特任教授等称号授与申請書

年　月　日

芸術文化観光専門職大学長 様

芸術文化観光専門職大学〇〇（センター、学部）長 印

次の者を、特任教授（特任准教授・特任講師・特任助教）として称号の授与を申請しますので、ご承認くださるようお願いします。

記

1 氏名

（年齢）満　　歳　　（国籍）

2 現職

3 研究題目

4 研究期間

- 添付書類
- 1 特任教授等の所属長の承諾書
 - 2 特任教授等の履歴書及び業績目録
 - 3 教育・研究計画の概要
 - 4 その他必要な書類